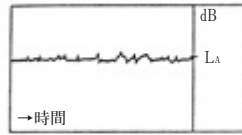


騒音・振動に関するミニ知識

■騒音の種類

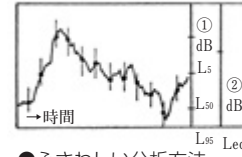
測定した騒音は下記のように、大きく5つの種類に分ける事ができます。また、種類によって分析方法も変わってきます。

定常騒音 指示値に変動がないか、変動がわずかである騒音。



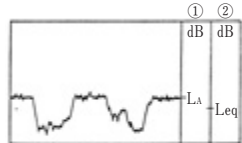
●ふさわしい分析方法
騒音計の指示値の平均値

変動騒音 指示値が不規則かつ連続的に変動する騒音。



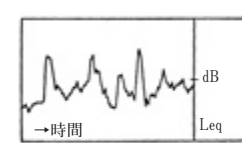
●ふさわしい分析方法
等価騒音レベル (Leq)
時間率レベル (L50) (L95) (L5)

間欠騒音 指示値がある時間間隔において間欠的に数秒以上ある騒音。



●ふさわしい分析方法
騒音発生ごとの指示値の平均値
単発暴露から求めた等価騒音レベル

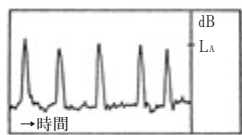
環境騒音 間欠、衝撃騒音を含む総合された騒音。



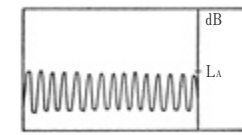
●ふさわしい分析方法
等価騒音レベル (Leq)

衝撃騒音 一つの事象の継続時間が極めて短い騒音。

①分離衝撃騒音……個々の事象が分離できる衝撃騒音。



●ふさわしい分析方法
指示値の最大値の平均



●ふさわしい分析方法
指示値の最大値

②準定常衝撃騒音……ほぼ一定のレベルの衝撃音が極めて短い時間間隔で繰り返し発生する騒音。

※詳しい騒音・振動測定については、JIS Z 8731 (騒音レベル測定方法)、JIS Z 8735 (振動レベル測定方法) をご覧ください。

■特定建設作業における騒音・振動規制基準について

	騒音	振動
測定値の大きさ	85dB	75dB
作業を行ってはいけない時間帯	A 19:00~07:00	
	B 22:00~06:00	
1日の作業時間	A 10時間以内	
	B 14時間以内	
継続日数の制限	A 6日以内	
	B	
日・休日における作業規制	禁止	
測定場所	特定建設作業の場所の敷地の境界線上において測定	

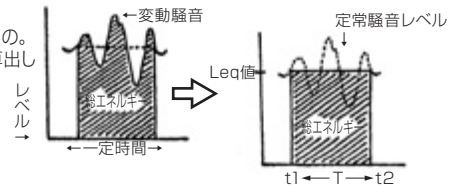
表中A欄は、住居の用に供されている区域、商・工業の用にあわせて、相当数の住居が集合している地域及び学校、病院等の周囲おおむね80mの区域で都道府県知事または令第4条第2項に規定する市の長が指定した区域に適用し、B欄は区域以外に適用する。

■騒音の分析方法

●等価騒音レベル (Leq)

変動する騒音レベルを一定時間の範囲内で、これと等しいエネルギーの定常騒音レベル (dB) で、表したものを。等価騒音レベルを求めるには、NL-06を用いるか、騒音レベルをサンプリングして、エネルギー平均を算出して求める事ができる。

$$(式) \quad LA_{eq,T} = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{t_2 - t_1} \int_{t_1}^{t_2} \frac{P_A^2(t)}{P_0^2} dt \right]$$



●時間率騒音レベル (Lx)

変動騒音のレベルがあるレベルを超えている時間の合計が実測時間の何パーセントを占めているかを表したものが、時間率騒音レベルです。騒音レベルのサンプル値の累積度数分布を求め導き出します。

- (L50) …累積度数分布曲線の中央値
- (L5) …累積度数分布曲線の5% (別名、90%レンジの上端値)
- (L95) …累積度数分布曲線の95% (別名、90%レンジの下端値)

(例)

